

新潟県立長岡向陵高等学校
校 歌

Moderato ♩=104 幅広く、おおどかに 谷川俊太郎 作詞 細矢 勲 作曲

poco rit. mp

a tempo

るきーとの二しのひろのをよ
しやーまのおしかにむかえはよ

なのがわきらめきながれせ
みがえるこだいのねもいじよ

erac... poco... a... poco... mf

わざあうれきもしはいまもはー
うもんのはのねおはいまもいー

てしなみりーいへーそそぐみ
あいかみいのーちへーもるい

JASRAC 出1015302-415

よろこびもいかりもと
かぎりないうちゅうにつ
あ二ちへーそぐ
の二ちへーもえるHum. —— Hum.
——もーく
みなそこにふか
あたらしきぬかめく
ふかくたた一えて
ぬめをてぬーじ
2. 2.

新潟県立長岡向陵高等学校校歌

谷川俊太郎

ふるさとの古志の広野を
信濃川きらめき流れ
せめぎあう歴史は今も
果てしない未来へそそぐ
歓びも怒りもともに
水底に深くたたえて
西山の陵に向かえば
よみがえる古代の想い
繩文の炎は今も
いのちからいのちへ燃える
限りない宇宙につづく
新しい夢をてらして

向陵讃歌（生徒会歌）

Allegretto 明るく、力強く

作詞 田村忠徳
作曲 小山 恵

まことに まことに まことに まことに まことに
まことに まことに まことに まことに まことに

まことに まことに まことに まことに まことに
まことに まことに まことに まことに まことに

まことに まことに まことに まことに まことに
まことに まことに まことに まことに まことに

まことに まことに まことに まことに まことに
まことに まことに まことに まことに まことに

まことに まことに まことに まことに まことに
まことに まことに まことに まことに まことに

向陵讃歌（生徒会歌）

- ああ われ向陵の若人が
かえん つど 火焰の里に集いたり
若き心は 天がける
命の炎 たぎらせて
いにしえの空に 想いはせ
共に契らん いざ立たん
- ああ われ向陵の若人が
あ にわ 白亜の学舎に集いたり
若き力は ひたむきに
高き飛翔を 念いつつ
母なる大地を 踏みしめて
共に鍛えん いざ行かん
- ああ 諸人よ わが友よ
もろい 混迷の世に 舟出だし
進む行く手に 波高し
ますらお 勇者ぶりを 語り継ぎ
われらは固く 腕組みて
共に歌わん 向陵の讃歌

目 次

学校の概要・沿革	6
教育目標・本校の求める生徒像	21
学則(抄)	22
成績評価及び単位認定規程(抄)	30
生徒心得	35
服装・容姿に関する規程	42
聰慧会会則	48
選挙細則	56
聰慧会応援団細則	58
部活動細則	60
会計及び監査細則	62
遠征基金運営規程(抄)	69
図書館利用規程	71
保健室の使用について	73

メモ・カレンダー

学 校 の 概 要

名 称	新潟県立長岡向陵高等学校
所在地	長岡市喜多町字川原1030番地1 (〒 940-2184)
電 話	0258-29-1300
課 程	全日制
学 科	普通科
定 員	1学年 5学級 200名 2学年 5学級 200名 3学年 6学級 240名
学 区	新潟県教育委員会の定めるところ による。

沿 革

- 昭和57年11月1日 「県立高等学校開校準備室」が設置され、初代校長に田村忠雄発令される
- 昭和58年3月9日 管理・普通教室棟(2,784m²) 体育館(2,614m²) 竣工
- 3月16日 入学者選抜学力検査を県立長岡高等学校において実施
- 3月31日 県立高校開校準備室を閉鎖し、新校舎(長岡市喜多町字川原1030番地1)

	に移転完了	昭和61年 3月 7日	同窓会設立
4月 8日	第1回入学式を挙行（8学級、定員360名、入学者男子178名、女子183名、合計361名）	3月 8日	第1回卒業式（男子167名、女子174名、計341名）
5月 2日	屋外グラウンド竣工	4月 1日	2代校長に柏川正之発令される
5月27日	PTA設立	4月 8日	第4回入学式（9学級、定員405名となる）
6月 9日	生徒会（聰慧会）設立	8月 3日	全国高校総合体育大会（山口市）男子バーボール部出場（決勝トーナメント進出）
6月20日	特別教室棟（4,377m ² ）竣工	10月13日	国民体育大会（山梨県）少年男子バーボール新潟県選抜チームとして3名出場 同大会陸上競技少年B男子やり投げで5位入賞
9月 6日	第1回体育祭	11月20日	中庭造園工事（第1期）完了
10月22日	開校式	昭和62年 1月 14日	部室増設工事（52m ² ）完了
昭和59年 1月11日	部室（68m ² ）竣工	8月 4日	全国高校総合体育大会（札幌市）陸上競技男子やり投げに出場
3月15日	管理・教室棟第2期工事（1,827m ² ）竣工、校地囲障（校門含む）竣工	10月22日	創立5周年記念式・記念講演会（原田泰夫氏）
9月18日	第1回聰慧祭	11月15日	中庭造園工事（第2期）完了
10月11日	前庭造園工事完了		
10月13日	国民体育大会（奈良県）陸上競技少年B男子 110mJH 5位入賞		
12月21日	自転車舎第1期工事完了		
昭和60年 6月 5日	小体育館・格技場（1,790m ² 2階建）竣工		
9月14日	聰慧祭（一般公開）		
9月26日	自転車舎第2期工事完了		
10月22日	校歌発表記念式・記念演奏会		

11月20日	物置（31m ² ）竣工	定員405名となる）
昭和63年3月23日	プレハブ教室（262m ² ）竣工	全国高校総合文化祭（香川県）写真の部に出品・文化連盟賞受賞
4月1日	3代校長に中野文郎発令される	コンピュータ教室設置（教師用1台、生徒用23台）
8月3・4日	全国高校総合体育大会（神戸市）陸上競技男子砲丸投げ及びやり投げに出場	全国高等学校野球選手権大会に野球部出場
9月3・4日	全国高校陸上競技大会（静岡市）混成競技男子八種競技に出場	国民体育大会（山形県）少年男子バーボール新潟県選抜チームとして1名出場
10月18日	国民体育大会（京都府）陸上競技少年A男子やり投げに出場	創立10周年記念式・記念講演会（多湖輝氏）
10月22日	演劇鑑賞 劇団銅鑼「明日へ出発」（市立劇場）	創立10周年記念事業、グラウンド夜間照明設備竣工
平成元年4月10日	第7回入学式（10学級、定員450名となる）	5代校長に柳下明也発令される
10月31日	特別教室棟渡り廊下竣工	第11回入学式（9学級、定員396名となる）
平成2年4月1日	4代校長に金子彰男発令される	国民体育大会（香川県）少年男子サッカー新潟県選抜チームとして1名出場
10月22日	国民体育大会（福岡県）少年男子ラグビー新潟県選抜チームとして5名出場	屋外スポーツ練習場竣工
10月28日	弓道場施設建物竣工	第12回入学式（9学級、
平成3年4月8日	第9回入学式（9学級、	

	定員378名となる)	(岐阜市) 個人戦女子優勝
7月20日	図書館コンピュータ管理 システム導入	8月1日 全国高校総合体育大会 (松山市)弓道女子団体・個人出場 (団体ベスト8、個人戦準決勝進出)
8月3日	全日本高校・大学ダンス フェスティバル(神戸市) にダンス部出場 (決勝進出)	8月7日 全国高校総合文化祭 (鳥取県) 書道の部に出品
平成7年4月17日	図書館コンピュータ管理 システム始動	8月19日 全国高校陸上競技大会 (丸亀市) 女子400mHに 出場
8月1日	全国高校総合体育大会 (山口市)弓道男子団体・個人出場	平成11年3月22日 全国高校弓道選抜大会 (広島市) 個人女子に出場
平成8年3月31日	屋外更衣室竣工	4月1日 7代校長に田中實発令される
4月1日	6代校長に渡辺銀次郎発 令される	8月1日 全国高校総合体育大会 (盛岡市) 弓道個人男子 に出場
4月8日	第14回入学式 (9学級、 定員360名となる)	8月2日 全国高校総合体育大会 (大船渡市) 空手道女子 個人組手に出場
8月5日	全国高校総合体育大会 (甲府市)弓道女子団体・個人出場	8月5日 全国高校総合体育大会 (北上市) 陸上競技男子 200m出場
10月13日	国民体育大会 (広島県) 少年男子バレーボール新 潟県選抜チームとして1 名出場	平成12年1月17日 教育用コンピュータ更 新・増設 (教師用1台、 生徒用40台、LL教室を
平成9年2月3日	推薦選抜制度実施	
平成10年3月25日	全国高校弓道選抜大会 (岐阜市) 女子団体出場	
3月26日	全国高校弓道選抜大会	

	コンピュータ教室に改造、 インターネット設置)	9月21日	国民体育大会（高知県） 少年男子弓道新潟県選抜 チームとして1名出場
3月22日	トレーニングルーム機器 充実（向陵基金よりトレ ーニングマシーン他一式 受贈）	10月22日	創立20周年記念式・記念 講演会
8月1日	全国高校総合体育大会 (可児市)弓道個人女子 に出場	平成15年3月22日	全国高校弓道選抜大会 (三重県)個人女子8位 入賞
8月8日	全国高校総合体育大会 (美濃加茂市)空手道女 子個人組手に出場	4月1日	8代校長に新保隆発令さ れる
10月15日	国民体育大会（富山県） 空手道少年女子組手に出 場 少年男子バレーボー ル新潟県選抜チームとし て2名出場	8月1日	全国高校総合体育大会 (長崎県)弓道女子団体・ 陸上競技女子走り高跳び に出場
平成13年8月2日	全国高校総合体育大会 (熊本県)陸上競技女子 800m出場	平成16年1月2日	全国高校サッカー選手権 大会にサッカー部出場
平成14年4月8日	第20回入学式（8学級、 定員320名となる）	3月19日	全国高校弓道選抜大会 (東京都)団体男子3位 入賞・個人男子出場
8月3日	全国高校総合体育大会 (茨城県)弓道個人男子 に出場	7月30日	全国高校総合文化祭（徳 島県）書道の部に出品
8月8日	全国高校総合文化祭（神 奈川県）吹奏楽部門に出 場	8月1日	全国高校総合体育大会 (鳥取県)弓道個人男子 2位入賞・弓道団体男子 出場 陸上競技男子 110mH6位入賞・女子 走り高跳び出場
		10月24日	国民体育大会（埼玉県）

	少年男子弓道新潟県選抜 チームとして2名出場 (近的2位・遠的4位)	3月17日	全国高校弓道選抜大会 (茨城県) 男子団体出場
10月25日	国民体育大会（埼玉県） 少年A男子陸上競技 110mH出場	平成20年3月25日	全国高校空手道選抜大会 (長野県) 出場
平成17年3月31日	プレハブ教室解体	10月4日	国民体育大会（大分県） 少年女子弓道新潟県選抜 チームとして出場（近的 5位）
4月1日	9代校長に大場登発令さ れる	平成21年7月29日	全国高校総合文化祭（三 重県）美術・工芸の部・ 書道の部に出品
5月12日	サッカーボール室、照明灯 3基竣工	8月2日	全国高校総合文化祭（三 重県）合唱の部に出場（合 唱部）
8月2日	全国高校総合体育大会 (千葉県) 陸上競技男子 110mH出場	平成22年4月1日	11代校長に中野晋発令さ れる
10月25日	国民体育大会（岡山県） 少年A男子陸上競技 110mH 7位	平成23年4月8日	第29回入学式（7学級、 定員280名となる）
平成18年8月2日	全国高校総合文化祭（京 都府）美術・工芸部門に 絵画を出品	8月3日	全国高校総合文化祭（福 島県）美術・工芸部門に 出品
8月5日	全国高校総合体育大会 (奈良県) バドミントン 男子シングルス出場	平成24年4月1日	12代校長に芳賀晶隆発令 される
平成19年1月17日	全日本卓球選手権大会 (東京都) ジュニア男子 シングルスの部出場	平成24年7月31日	全日本ジュニアテニス選 手権大会（大阪府）男子 シングルス出場
4月1日	10代校長に羽田春喜発令 される	10月27日	創立30周年記念式・記念 講演会（大林宣彦氏）

平成25年 8月 2日	全国高校総合体育大会 (大分県) 陸上競技やり投げに出場	(奈良県) 弓道女子個人 に出場
9月29日	国民体育大会（東京都） 少年男子テニスに出場	8月 8日 全日本ビーチバレージュニア男子選手権(大阪府) に出場
10月 6日	国民体育大会（東京都） 陸上競技やり投げに出場	9月27日 国民体育大会(和歌山県) 少年男子サッカー新潟県 選抜チームとして1名出 場
平成26年 3月27日	U-18フットサルトーナ メント2014にサッカーパ ー出場（全国第3位）	平成28年 3月19日 ユースフットサル選抜ト ーナメント2016(東京都) U-18新潟県選抜チーム として5名出場、優勝
7月28日	全国高校総合文化祭（茨 城県）美術・工芸部門に 絵画を出品	4月 5日 第34回入学式（6学級、 定員240名となる）
10月17日	国民体育大会（長崎県） 少年男子サッカー新潟県 選抜チームとして2名出 場、全国第4位	7月30日 全国高校総合文化祭（広 島県）美術・工芸部門に 立体作品を出品
平成27年 3月10日	一般選抜に学校独自検査 導入	10月 2日 国民体育大会（岩手県） 少年男子サッカー新潟県 選抜チームとして1名出 場、ベスト8
4月 1日	13代校長に清水健夫発令 される	平成29年 3月30日 GAViC CUP ユースフ ットサル選抜トーナメント 2017 U-18新潟県選抜 チームとして2名出場 優勝
7月28日	全国高校総合文化祭（滋 賀県）美術・工芸部門に 絵画を出品	8月17日 第4回全日本ユース
7月30日	全国高校総合体育大会 (奈良県) 空手道女子個 人形に出場	
8月 6日	全国高校総合体育大会	

	(U-18) フットサル大会 サッカー部出場 全国準優勝 (~20日)	(徳島県) 弓道女子個人に出場
平成30年8月7日	全国高校総合文化祭（長野県）美術・工芸部門に立体作品を出品	9月19日 国民体育大会（栃木県）弓道に出場
平成31年4月1日	14代校長に鷲尾雄慈発令される	10月29日 創立40周年記念式、記念講演会（星野純子氏）
令和元年8月7日	IBTF（バトントワーリング）グランプリ大会（フランスリモージュ）世界大会6位	令和5年7月29日 全国高校総合文化祭（鹿児島県）美術・工芸部門に絵画を出品
令和2年4月6日	第38回入学式（5学級、定員200名となる）	10月14日 特別国民体育大会（鹿児島県）弓道に出場
7月31日	全国高校総合文化祭（高知県）美術・工芸部門に立体作品を出品	
令和3年4月1日	15代校長に早川智発令される	
7月31日	全国高校総合文化祭（和歌山県）美術・工芸部門に立体作品を出品	
令和4年4月7日	第40回入学式（6学級、定員240名となる）	
8月2日	全国高校総合文化祭（東京都）美術・工芸部門に立体作品・絵画を出品	
8月6日	全国高校総合体育大会	

教 育 目 標

- 聰明な判断（自律・自助） 広い知識と科学的の思想に裏づけられ、事に臨んで適切な判断のできる人間に育てる
- 強 い 力（誠実・勇気） 強靱な体力と不屈の忍耐力を持ち、信念を持って行動するたくましい人間に育てる
- 温 か い 心（敬愛・協和） 相手の立場に立つて物事を考え、人の心を汲み取って思いやる温かい心を持った人間に育てる

本校の求める生徒像

「やっぱり、好きんが向陵」

- 1 基礎学力を身につけ、与えられた情報を正確に読み取り、それらを組み合わせて問題を解決できる生徒
- 2 他者とコミュニケーションを図って協調し、明るく主体的に学校生活を送る生徒
- 3 新たな価値を創造していくための資質と能力を身につけ、将来は社会に貢献する意欲を持つ生徒

新潟県立長岡向陵高等学校 学則（抄）

第1章 総 則

（学則制定の趣旨）

第1条 この学則は、新潟県立学校管理運営に関する規則第2条第1項の規定に基づいて、本校の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称、位置、課程及び学科）

第2条 本校の名称、位置、課程及び学科は、次のとおりとする。

名称 新潟県立長岡向陵高等学校

位置 新潟県長岡市喜多町字川原
1030番地1

課程 全日制

学科 普通

第2章 学年、学期、授業終始 及び休業日

（学年、学期及び授業終始）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

(休業日)

- 第6条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日
4月1日から4月4日まで
 - (4) 夏季休業日
7月26日から8月25日まで
 - (5) 冬季休業日
12月26日から1月7日まで
 - (6) 学年末休業日
3月26日から3月31日まで
 - (7) 新潟県公立高等学校等入学者選抜の「学力検査（一般選抜）」が行われる日
 - (8) その他校長が委員会の承認を得て定めた日
- 2 校務の運営上、特に必要があると認めたときは、校長は、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。
- 3 校長は、必要と認めた場合は、新潟県立学校管理運営に関する規則第8条第1項に示された範囲内において、前掲の休業日を変更することができる。

第3章 教育課程、授業日時数 及び生徒の指導

(生徒心得)

- 第10条 生徒は、本校の定める生徒心得を守らなければならない。

(欠席及び欠課等)

- 第11条 生徒が、欠席、欠課、遅刻及び早退等をする場合は、所定の手続を経なければならない。

- 2 生徒が、忌引する場合の期間等は、校長が別に定める規程によるものとする。

(対外行事への参加)

- 第12条 生徒が、文化及び体育関係等の対外行事に参加する場合は、校長の許可を得なければならない。

(感染症予防の措置)

- 第13条 生徒が感染症にかかり、又はかかるおそれのあるときは、校長は、その生徒の出席停止を命ずることができる。

第4章 成績の評価、単位の認定 及び卒業

(成績評価及び単位の認定)

- 第14条 成績の評価及び単位の認定は、学習指導要領に基づいて、生徒の出席状況と平素の成績によって行う。

- 2 成績評価及び単位の認定については、校長が別に規程を定める。

(卒業証書及び単位修得証明書の授与)

第15条 校長は、本校所定の課程を修了した
と認めた者には、卒業証書を授与する。

2 単位を認定したときは、校長は、必
要に応じて、所定の単位修得証明書を
交付する。

第5章 入学、退学、転学、留学 及び休学等

(誓約書)

第20条 入学を許可された者は、入学後7日
以内に、保護者が連署した所定の誓約
書及び住民票の写しを、校長に提出し
なければならない。ただし、入学を許
可された者が成年者の場合には、保護
者の連署を要しない。

2 保護者に変更があったときは、改め
て誓約書を提出しなければならない。
ただし、生徒が成年年齢に達したこと
によって保護者でなくなる場合は、こ
の限りでない。

(保護者等)

第21条 第20条に規定する保護者とは、未成
年者である生徒に対して親権を行う者、
親権を行う者がいないときは、後見人
で、本校に対して、生徒に関する一切
の責任を負うことができる者をいう。

2 生徒が成年年齢に達するまで保護者
であった者は、生徒が成年年齢に達し

た後も引き続き学校と連携し、生徒の
健全育成に努めるものとする。

3 生徒、保護者（前項に定めるものを
含む。）が住所又は氏名等を変更した
ときは、すみやかに校長に届け出なけ
ればならない。

(転 学)

第22条 生徒が、転学をしようとするときは、
保護者は、所定の転学願を校長に提出
しなければならない。

(留 学)

第22条の2 生徒が、外国の高等学校に留学
しようとするときは、保護者は、所定
の留学願を校長に提出して、その許可
を得なければならない。

2 前項の願い出のあったときは、校長
は、教育上有益と認める場合には、留
学を許可することができる。

3 校長は、第14条第1項の規定にかか
わらず、前項により留学を許可された
生徒について、外国の高等学校におけ
る履修を本校における履修とみなし、
36単位を超えない範囲で単位の修得を
認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修
得を認定した生徒について、第5条第
1項に規定する学年の途中においても、
各学年の課程の修了又は卒業を認める

ことができる。

(休 学)

第23条 生徒が、病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、保護者は、所定の休学願を校長に提出しなければならない。

2 前項の願い出のあったときは、校長が適當と認めた場合、1月以上1年内の期間で休学を許可するものとする。

3 休学期が1年を超えた場合は、自然退学とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、引き続き休学を許可することがある。

(復 学)

第24条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者は、所定の復学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

(退学及び再入学)

第25条 生徒が、退学しようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 退学した生徒の再入学は、退学後1年以内に願い出て、かつ再入学の理由を、校長が適當と認めたときに限り、原学年以下に入学を許可する。

(成年に係る手続き)

第25条の2 生徒が成年者である場合における

第22条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは「当該生徒」と読み替えるものとする。

附 則

令和4年4月1日一部改正（第20、21、25条の2）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

第6章 生徒の表彰及び懲戒

(懲 戒)

第28条 校長は、教育上必要があると認めるときは生徒に懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認めら

れる者に対して行うものとする。

5 第2項の訓告は、退学及び停学处分に該当する以外の者で教育上必要があると認められる者に対して行うものとする。

第8章 授業料、入学校料及び入学考查料

(授業料、入学校料及び入学考查料の納入)

第30条 授業料、入学校料及び入学考查料（以下「入学校料等」という。）の徴収は、新潟県立学校条例に定めるところによる。

(授業料等未納者に対する措置)

第31条 授業料等の未納者に対する出席停止
又は除籍措置は、新潟県立学校管理運営に関する規則に定めるところによる。

(授業料及び入学校料の減免)

第32条 授業料等の減免は、新潟県立学校条例に定めるところによる。

成績評価及び 単位認定規程(抄)

第1章 総 則

第1条 この規程は学則第14条、第15条に基づき成績評価、単位修得の認定、進級及び卒業等について定めるものである。

第3条 成績評価は、生徒の平素の成績と考查の結果とを集積し、総合的に行うものとする。

第4条 平素の成績とは、生徒の毎授業時の出席状況、学習状態の観察結果及び実技・実験・実習・課題等の成績をいう。

第2章 考 査

第6条 定期考査は中間考査と期末考査に分け、実施にあたってはそれぞれ1週間に前に科目並びに期日を発表して行う。ただし、3学期の中間考査は省くことができる。

第3章 成 績 評 価

第11条 学習成績の評価は、次の方法による。
1 評価は各学期末及び学年末に行う。
2 評価は、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の3観点で行い、科目ごとに、当該教科、科目の目標や内容に照らして、観点ごとに、生徒の達成状況を百分率で評価

する。(以下、「達成率」という。)

- 3 1、2学期末及び学年末においては、科目ごとに、各観点の達成率の加重平均により評点を算出する。
- 4 第1、2学年の学年末、第3学年の1、2学期末及び学年末においては、科目ごとに、観点別に達成率から3段階評価へ総括を行う。
- 5 3段階評価の基準は次のとおりとする。

達成率	3段階評価
70%以上	A
70%未満40%以上	B
40%未満	C

- 6 第1、2学年の学年末、第3学年の1、2学期末及び学年末においては、科目ごとに、評点から5段階評定へ総括を行う。

- 7 5段階評定は、基準は次のとおりとする。

評点	5段階評定
100~80	5
79~65	4
64~50	3
49~40	2
39~0	1

- 8 学年成績の評価は、各学期の達成率と評点の平均を原則とする。

9 正当な理由により考査を欠いた者は見込点により評価する。

- 10 単位を追認定された場合、5段階評定を2(評点は40点)とする。
- 11 定期考査、追考査、追認考査中に不正行為をした者は、発見された以後の考査科目的得点は0点とする。

第4章 単位の認定

第12条 単位の認定は次の条件による。

- 1 教科、科目の学年成績の評点が40点以上であること。
- 2 出席時数が、その教科、科目の年間出席すべき時数の3分の2以上であること。ただし、若干の時数不足科目については審議の上補充授業等により不足時数を充足し、単位の認定をすることができる。

第13条 単位不認定科目が3科目以下の者の単位の追認定は次の方法による。

- 1 単位不認定の科目について事前指導と追認考査の結果を総合的に評価し、その評点40点以上を合格とする。
- 2 前項の合格者にはその単位を認定し、5段階評定を2(評点は40点)とする。

第14条 学則第22条の2(留学規程)による単位の認定については、別に定める。

第5章 進級・卒業及び 原級留置

第15条 第1、2学年においては、各学年で履修するすべての教科、科目の単位を修得した者で、特別活動の成果が満足できる場合に進級を認める。

2 第14条により単位の認定を受けた者は、その日をもって進級を認める。

第16条 第3学年においては、本校の定めた教育課程によって履修するすべての教科、科目の単位を修得した者で、特別活動の成果が満足できる場合に卒業を認める。

2 第14条により単位の認定を受けた者は、その日をもって卒業を認める。

第17条 学年末において、次のいずれかに該当する者は、原級留置とする。

1 第15条、第16条により進級または卒業が認められない者。

2 不認定科目が4科目以上の者。

第18条 原級留置の場合、原学年で修得した単位は保留とし、その学年における教育課程で示された全科目を再履修するものとする。

第19条 特別の事情のある生徒については、その都度審議のうえ決定する。

付 則 令和4年4月1日一部改正

この規定は、令和4年4月1日より施行する。ただし、この改正規定の施行前に入学した生徒の学習成績の評価については、第11条2、3、4、5、6の規定にかかわらず、なお従前の通り、科目ごとに、その目標達成の程度を総合評価して100点法により行い、これを第1、2学年においては学年末に、第3学年においては、1、2学期末及び学年末に5段階法にて評定するものとする。

生徒心得

本校生徒は、長岡向陵高等学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、謙虚で、しかも意欲的に学業に専心し、相互に協力し合って規律正しい生活を実践し、未来を拓く有為な社会人としての高い知性と豊かな人間性を身につけるよう努めなければならない。

以上のことから、次のように規律を定めた。自己中心の考えから抜け出し、校内規律を厳守し、社会性を体得するよう心がけよう。

1. 礼儀

- (1) 人にはすべて真心と敬愛の情をもって接し、知性と気品ある行動をとる。
- (2) 職員や学校来訪者と会った時は、挨拶する。
- (3) 生徒同志も互いに親しみをこめた挨拶をかわす。

2. 服装・容姿

服装・容姿は清潔、清楚を旨とし、別に定める規程による。

3. 言葉づかい

正しく明るい言葉づかいはよりよい生活に導くものである。乱暴な言葉は粗暴な動作を誘発しやすく、人間の品位を損う。常に明朗快活な言葉や態度で生活するように努める。

4. 学習

高校生活の中心になるのは学習である。自分に適した学習計画を立て、悔いのない、充実した、規則的な毎日を送るよう心がける。

5. 登校・下校

- (1) 始業は午前8時35分とする。少なくとも始業5分前には登校する。
- (2) 登校後は許可なく校外に出でてはならない。やむを得ず外出する場合は、学級担任の許可を受ける。
- (3) 登下校の際には必ず制服を着用する。ただし、部活動に関連する場合、体操着や部のジャージでの登下校を認める。

6. 欠席・遅刻・早退・欠課

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課は、極力しないように努める。
- (2) 欠席・遅刻・早退・欠課について、事前にわかる場合は、必ず保護者等が学校に連絡する。遅れて登校した場合はその旨を担任にすみやかに報告する。無断早退、無断欠課は厳禁とする。

7. 校内生活

- (1) 校内は、絶えず静肅を保つよう心がけなければならない。
- (2) 始業のベルが鳴ったら、すぐに教室に入り、授業の準備をするなど時間厳守の習慣をつくる。
- (3) 授業中に私語などをして、授業の妨げ

となってはならない。

- (4) 昼食は自分のホーム・ルームでとる。

8. スマートフォン・携帯電話

校内生活においては、学業に専念し、適切な人間関係を促進するため、以下のルールを設ける。

- (1) 校舎内での使用を禁止する。(始業前・放課後も含む。屋外の部室も校舎に含む)
- (2) 始業から最終授業終了までは校地内の使用を禁止する。
- (3) 登校後は電源を切り、カバンもしくはロッカーの中に入れ、持ち歩いてはいけない。
- (4) 緊急時や授業、部活動で使用する場合は、職員の許可の元使用する。
- (5) 違反した場合は、平日5日間、登校後から下校まで生徒指導部が預かることとする。

9. 所持品

- (1) 所持品は華美なものは避け、すべて記名する。
- (2) 貴重品や必要以上の金品は、学校に持参しない。もしやむを得ず持参した場合は、職員に預ける。
- (3) 学校に、ゲーム、マンガ本等不必要なものを持参してはならない。
- (4) 盗難、紛失等の事故のあった時は、直ちにホーム・ルーム担任に届け出る。

10. 環境美化

- (1) 清潔な環境で学習活動に励むため、校舎内外の美化に努める。
- (2) 放課後の清掃時間には、所定の区域を必ず清掃し、清掃後、担当職員に報告する。

11. 校舎・校具の使用

校舎・校具は公共物としてこれを愛護する。万一破損した場合は、必ず届け出る。使用については、別に定める。

下校の際には、使用した校舎・校具等の清掃、整理を行い、係に報告してから下校する。

12. 集会・掲示・校外団体への加入等

- (1) 次の場合は、必ず事前に届け出て指導を受ける。
 - ① 集会・催し物の主催
 - ② 校外の集会への参加
 - ③ 文書・ポスター等の掲示
 - ④ 文書の印刷配布、または放送
 - ⑤ 調査
 - ⑥ 金銭の徴集（個人的なものは行ってはならない。）
- (2) 選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに、本校生徒として自覚を持って行う。

13. 交友

- (1) 健康で明朗な友情をもって、互いに学友として、尊敬と協調の精神を忘れず、資質の向上に努める。
- (2) 男女間の交際には、相互の人格を尊重し、明るく、健全で、節度ある行動をとる。

14. 交通安全

- (1) 交通安全に心がけ、人命を尊重し、遵法精神、互譲精神を養い、正しい交通マナーを体得し、本校生徒としての品格の向上に努める。
- (2) 自転車で通学する場合、届け出て許可を受け、自転車に通学用ステッカーを貼り通学する。
なお、次の違反に気をつけて、事故防止に努めること。

- 一時不停止 ○かささし運転
- 信号無視 ○ブレーキ不良車運転
- 二人乗り ○右側通行
- 無灯火 ○右折方法不適当
- 並列進行 ○イヤホンをつけての運転
- (3) 原付・自動二輪・自動車による通学は禁止する。
- (4) 在学中における原付・自動二輪・自動車の免許取得については禁止する。
自動車の運転免許に限り特別の事情のある者については、保護者等より届け出て許可を受ける。

15. 校外生活

- (1) 常に高校生としての自覚を堅持し、社会に対して迷惑を及ぼすような行動は厳に慎しむ。
- (2) 外出する際には、保護者等に行く先、用件、帰宅時間を告げる習慣をつける。
- (3) 夜間の外出は慎しむ。やむを得ない場合でも、午後9時までには帰宅する。
- (4) 友人宅での外泊は慎しむ。
- (5) 飲酒、喫煙、暴力、暴走行為、シンナー遊び、パチンコ等は厳禁する。
- (6) 飲酒店等、高校生としてふさわしくない場所への出入りはしない。
- (7) 外出時の服装は華美にならないよう気をつける。

16. アルバイト

アルバイトは原則として認めない。ただし、やむを得ない事情のある場合は、ホーム・ルーム担任に相談をして指導を受ける。その場合、次の事項を守る。

- ① 保護者等より直接ホーム・ルーム担任に申し出て、許可を得てから、アルバイト願を提出する。
- ② 長期休暇以外のアルバイトは、特別の事情のない限り認めない。
- ③ 長期休暇の場合、日数は休暇期間の半分以下とする。

- ④ 危険性のある作業、宿泊を要するものの、夜間にわたるもの、酒食の接待等高校生としてふさわしくない職種（居酒屋・BAR含）は認めない。
- ⑤ 欠点科目のある者はアルバイトを認めない。

17. 下宿

下宿をする時には、届け出て指導を受ける。管理の行き届かないアパート等の下宿については認めない。下宿生の注意については別に定める。

服装・容姿に関する規程

「服 装」

本校では、すべて清潔、清楚を旨とし、本校生徒としての品位を表わすものでなければならない。定められた通りきちんとした着用を心がけることによって、明るく、さわやかな校風を築き上げるよう努めよう。

1 スラックススタイル

スラックススタイルは、ブレザー、スラックス、ワイシャツ、ネクタイをもって正装（冬服）とする。カーディガンも制服の一つとする。それらはいずれも本校指定のものとする。

- ① 上衣は花紺色のブレザー、シングル2つボタン、テーラーカラーとし、後身センターベント、背半裏付きとする。袖口ボタンは2個とし、ボタンはすべて校章入りの指定のボタンを付け、胸ポケットには校章入りワッペンを付ける。
- ② スラックスはグレー色、ワンタック、ベルト通し8本付きとし、脇ポケット斜切り、すそは折り返しを付けない。左ベルト下前面にNKの花文字の入っ

た指定のものとする。

- ③ 長袖ワイシャツは、左腕にNKの花文字のはいった指定のものとする。
- ④ ネクタイはえんじ色の指定のものとする。

2. スカートスタイル

スカートスタイルは、プレザー、スカート、ワイシャツ、ネクタイをもって正装（冬服）とする。カーディガンも制服の1つとする。それらはいずれも本校指定のものとする。

- ① 上衣は花紺色のプレザー、シングル2つボタンのテーラーカラーとし、後身ベンツで総裏付きとする。袖口ボタンは2個とし、ボタンはすべて校章入りの指定ボタンを付ける。胸ポケットには校章入りワッペンを付ける。
- ② スカートは、グレー色とし6枚のボックスひだで、丈はひざ下中心とし、左ベルト下、右裾の前面にNKの花文字の入った指定のものとする。
- ③ ワイシャツ、ネクタイについては、スラックススタイルと同様とする。

※（制服の詳細な仕様については、別に定める。）

3 着用について

- ① バッジはプレザーの左えりに必ず付ける。

- ② ネクタイは常に着用する。
- ③ ネクタイピンは本校指定のものとする。その他の装飾品の着用は禁止する。
- ④ プレザーの袖をまくって着用してはならない。
- ⑤ 登下校時や、卒業式等の式典時はプレザーの着用を必須とする。ただし、校内生活においてはカーディガン姿を認める。
- ⑥ 座学については特別の場合を除いて制服で授業を受ける。
- ⑦ やむを得ず異装をする場合は、学級担任に許可を得ること。
- ⑧ 制服を勝手に変形してはならない。

4. 夏の略装

5月1日から10月末日の期間は、天候に応じて夏の略装を着用してもよい。略装は下記の通りである。

- ① 上衣（プレザー）は脱ぐ。
- ② 半袖ワイシャツについては、開衿とし、胸に校章の入ったものとする。
- ③ ワイシャツの下に着る服装については、華美でないものとする。
- ④ ワイシャツのすそは必ずスラックス、スカートの中に入れる。
- ⑤ 長袖ワイシャツ（ノーネクタイ）も可とする。
- ⑥ 夏服期間（移行期間含む）はカーデ

イガン姿（ノーネクタイ）での登下校
および校内生活を認める。

5. 冬の服装

- ① コート等については、色、型等華美にならないようにする。
- ② カーディガンについては、学校指定のものを着用する。
- ③ マフラー、帽子、手袋について、華美な色は避ける。マフラーについては長いものは危険なので、長くたらして着用しない。
- ④ ブーツは華美なものやかかとの高いものは着用しない。
- ⑤ 校舎内では、コート、マフラーなどは着用してはならない。

6. その他

- ① ソックスは白・黒・紺・グレーとし、ストッキングはベージュまたは黒とする。
- ② くつは華美なものやかかとの高いものは着用しない。
- ③ 服装は質素、清潔を旨とし、ネックレス、ブローチ、イヤリング・ピアスのような飾りを付けない。
- ④ くつの履きつぶしをしない。
- ⑤ 部活動に関連する場合、体操着や部のジャージでの登下校を認める。

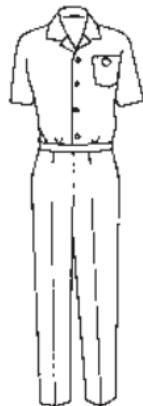
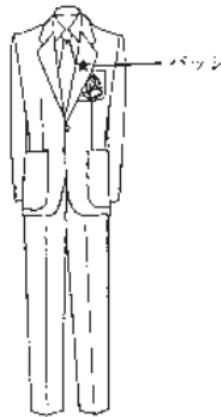
「容 姿」

容姿は清潔、端正を旨とし、華美な風潮は慎しむ。

1. 化粧は禁止する。(ファンデーション、口紅、色付きリップクリーム、アイシャドウ、マスカラ、マニキュア、カラーコンタクト等は禁止する。)
2. 頭髪については流行を追うような細工をしない。(パーマ、染毛、脱色、縮毛矯正等をしない。)
3. 男子は髪がえりや耳にかぶさらないようにする。
4. まゆ毛を過度に細くしたり、そりを入れたりしない。

制服デザイン図

(スラックススタイル) (夏の略装スタイル)



(スカートスタイル)



(夏の略装スタイル)



聰慧会（新潟県立長岡向陵高等学校生徒会）会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は聰慧会と称する。
- 第2条 本会は会員の自治活動を通じて会員相互の親和を図り校風の発揚に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は全校生徒で組織する。
- 第4条 本会は本校職員を顧問におき、それぞれの部門において指導、助言を得る。

第2章 議 決 機 関

- 第5条 本会に次の議決機関をおく。
 1. 総会
 2. 評議委員会
- 第6条 総会は最高議決機関であって、次の事項を審議し議決する。
 1. 活動方針、及び活動計画
 2. 予算、決算
 3. 会則改正
 4. その他重要な事項

- 第7条 定期総会は年2回開くことを原則とする。ただし、次の場合は臨時総会を開くことができる。
 1. 会員の3分の1以上の者の請求があった場合。請求方法は発起人が会員の3分の1以上の署名を集め会長に提出する。

2. 評議委員会からの請求があった場合。

3. 会長が必要と認めた場合。

第8条 総会の議長、副議長は原則として評議委員会の正・副議長がこれに当る。

第9条 評議委員会は総会に次ぐ議決機関であって、各学級の代表2名をもって構成され、次の事項を行う。

1. 聰慧会の行事の審議
2. 会則改正の発議
3. 予算案、及び決算の審議
4. 聰慧会役員選挙の運営
5. その他の重要な事項

第10条 評議委員会は月1回開くことを原則とする。ただし次の場合は臨時委員会を開くことができる。

1. 会長が必要と認めた場合
2. 評議員の3分の2以上の者の請求があった場合

第11条 評議委員会は構成員の他に必要に応じ、各専門委員会の委員長及び部長会の代表（議決権はもない）の出席を求め意見を聴取することができる。

第12条 本会の総ての会議は構成員の3分の2以上の出席、議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は議長がこれを決める。ただし、会則改正に限り、3分の2以上の賛成を必要

とする。

第13条 評議委員会の議長（1名）、副議長（1名）の選出は第1回評議委員会での評議委員の互選とする。

第3章 役員及び執行機関

第14条 本会には次の役員をおく。

会長 1名、副会長 2名

事務局長 1名、事務局員 8名

第15条 会長及び副会長は全会員の選挙によって選出する。選挙については細則として別に定める。

第16条 事務局長、事務局員は会長が委嘱し、評議委員会の承認を得るものとする。

第17条 本会の役員は執行機関としての総務委員会の構成員となり、決議事項を執行する。

第18条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄し、事務局長、事務局員を任免する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
3. 事務局長は本会の事務を統轄する。
4. 事務局員は事務局長を補佐する。
5. 事務局員は重要書類を保管すると共に、必要事項の掲示を行ない、本会の会計事務一切を行なう。

第19条 本会の役員の任期は1年とし、8月1日から翌年の7月31日までとする。

第4章 専門委員会

第20条 専門委員会とは本会の目的を達成するため、専門的職務を遂行する委員会であり、生活・保健・環境整美・体育・視聴覚・広報・図書・応援・聰慧祭実行の各委員会を置く。

第21条 各委員会は年度はじめに学級から選出された委員で構成する。

第22条 各委員会の任務は次の通りとする。

1. 生活委員会は校内及び校外生活の秩序の維持にあたる。
2. 保健委員会は会員の保健衛生に関する一切の業務にあたる。
3. 環境整美委員会は校舎内外の環境、整美に関する一切の業務にあたる。
4. 体育委員会は各種体育行事の企画、運営に関する業務にあたる。
5. 視聴覚委員会は校内放送を通じ生徒会運営の円滑化に参加し、視聴覚資料を活用することによって情操陶冶をはかる。
6. 広報委員会は新聞（聰慧）・会誌（飛翔）の編集、発行に関する業務にあたる。
7. 図書委員会は学校図書の運営、会員の教養の向上に関する業務にあたる。
8. 応援委員会は会員の出場する各種

競技の応援及び応援指導、その他会員の志気の高揚に関する業務にあたる。

9. 聰慧祭実行委員会は聰慧祭に関する企画・運営の業務にあたる。

第23条 各専門委員会は毎月1回定期会議を開くことを原則とし、その議決及び執行は評議委員会の承認を得なければならない。

第5章 部活動及び部長会

第24条 各部は部長1名を選出し、体育系部長会、文化系部長会を構成する。

第25条 各部長会は各部の連絡調整にあたるとともに、部長会において互選された代表1名は必要に応じ総務委員会・評議委員会に出席するものとする。

第26条 各部の部長は行事等の運営に協力しなければならない。

第27条 部活動に関する規定は細則として別に定める。

第6章 選挙管理委員会

第28条 本会は会長、副会長の選挙事務を処理するため、選挙管理委員会を設ける。

第29条 選挙管理委員会は各学級より選出された評議委員により構成し、選挙管理委員長は互選される。

第30条 選挙に関する規定は細則として別に定める。

第7章 会 計

第31条 本会の経費は会費、入会金、及びその他の収入をもってこれにあてる。

第32条 本会の会費、入会金の額は総会において定める。

第33条 予算の編成及び支出については細則として別に定める。

第34条 本会の会計の取扱いは細則として別に定める。

第8章 監 査

第35条 本会の会計監査委員会は評議委員より互選された2名と職員1名の監査委員より構成される。

第36条 監査に関する規定は細則として別に定める。

第9章 リコール及び辞任

第37条 会長、副会長、専門委員会の委員長の解任を要求する場合は全会員の3分の1以上の署名申請を必要とし、総会を開き、表決の結果、全会員の3分の2以上のものの同意を得たときに成立する。

第38条 会長、副会長、専門委員会の委員長から辞表が提出された場合は、会長、副会長については総会、専門委員会の委員長については、その属する委員会の承認を必要とする。

第39条 事務局長、書記、庶務の解任は総務

委員会がその必要を認めたとき、辞任はその役員から辞表提出があり、会長が受諾したとき、それぞれ成立する。ただし、この決定には評議委員会の承認を必要とする。

第40条 役員の解任、又は辞任が確定した時は速やかにその後任を選出しなければならない。

第10章 附 則

第41条 本会で決定された総ての事項は校長の承認を得てその効果を発する。

第42条 本会則は昭和58年6月9日より施行する。

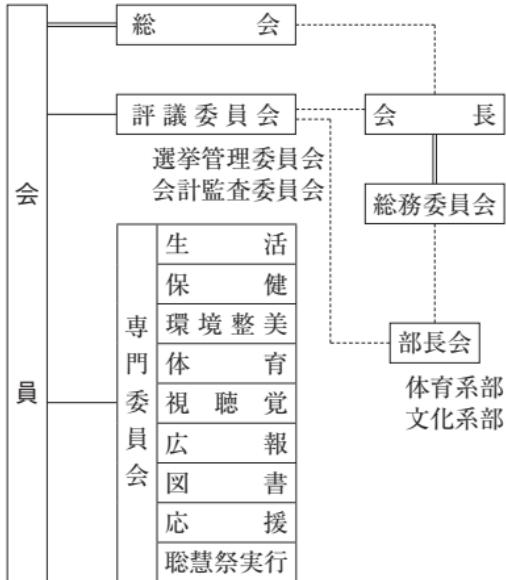
平成7年5月10日一部改正。

平成29年5月10日一部改正。

令和2年11月5日一部改正。

令和5年4月1日一部改正。

聰慧会組織図



聰慧会選挙細則

第1条 本細則は聰慧会会則第15条、第30条に基づき、会長・副会長の選挙、選挙管理委員会に必要な事項を定めるものとする。

第2条 全会員は選挙権ならびに被選挙権を有する。

第3条 選挙事務は選挙管理委員会が行い、次の順序に従う。

1. 選挙期日の公示
2. 立候補者の受付
3. 立候補者の公示
4. 立候補者の選挙活動の場の設営
5. 投票
6. 当選者の公示

第4条 選挙管理委員会は選挙公示後、立合演説会を企画運営するものとする。

第5条 選挙管理委員は一切の選挙運動を行ってはならない。

第6条 選挙管理委員で立候補する者があるときは、選挙管理委員を辞任し、代理をその学級より選出しなければならない。

第7条 立候補しようとする者は、責任者1名を必要とし、所定の立候補届出書を提出しなければならない。

第8条 立候補者が役員定数に満たない場合

は、クラスなどの推薦により、立候補者を出すものとする。

第9条 立候補者の責任者は、次の義務や制約を受けるものとする。

1. 2名以上の立候補者の責任者になることはできない。
2. 責任者は選挙運動一切の責任を負うものとする。
3. 選挙開票の立合人となる。

第10条 選挙運動は次のとおりとする。

1. 活動内容は、立合演説・応援演説・ポスター貼付とする。
2. 校内における選挙運動は秩序を乱さない限り、授業時間外に行なうことができる。
3. ポスターは所定の規格、枚数により作成し、選挙管理委員会の検印を受けなければならない。なお、選挙管理委員会の指定する場所以外に貼付してはならない。

第11条 投票は無記名投票とし、所定のものを用いる。

第12条 投票日当日欠席した者は棄権とする。ただし、公欠席の場合には、選挙管理委員会の定める場所で、事前に投票することができる。

第13条 当選は有効投票数の多い者から決定する。

第14条 有効・無効の判定は、選挙管理委員会で決定する。同数の場合は、決選投票を行う。

第15条 対立候補がないときは、信任投票を行う。信任は、有効投票数の過半数をもってする。

第16条 開票の結果は翌日公示する。

第17条 本細則に定めるもの以外に必要な事項は、その都度選挙管理委員会が定める。

聰慧会応援団細則

第1章 総 則

第1条 本団は新潟県立長岡向陵高等学校聰慧会応援団と称する。

第2条 本団は聰慧会自治の精神に則り、一致団結して選手団を応援、激励することを目的とする。

第2章 構 成

第3条 本団は聰慧会員をもって構成する。

第4条 本団は次の役員を置く。

団長 1名

副団長 2名

リーダー、応援委員

第3章 役員の選出

第5条 聰慧会会則第21条に基づき、年度はじめに、各学級から応援委員として2名を選出する。任期は1・2年生は翌

年の3月31日まで、3年生については当該年の10月末までとする。

第6条 団長は応援委員の互選により選出し応援委員長を兼ねる。なお、団長については、総会の承認を経て決定する。
副団長リーダーについては、団長が委員の中から委嘱する。

第4章 任務及び活動

第7条 活動として応援練習、壮行会及び対外試合の応援を行う。

第8条 応援練習は4月中旬の1週間以内の期間とする。ただし、団顧問及び団長が必要と認めた場合はこの限りではない。

第9条 本団は各部活動の主将或いは顧問の要請により、各種大会に遠征し応援活動を行なうことができる。

第10条 本団は原則として県大会の準決勝より自動的に遠征し応援活動を行なうことができる。

第11条 本団の遠征費については聰慧会会計及び監査細則に準ずる。ただし遠征費が多額になる場合は別に協議する。

第5章 付 則

第12条 本細則は昭和60年10月23日から実施する。

第13条 本細則の改廃については、総会での承認を必要とする。

部活動細則

第1条 本細則は聰慧会会則第27条に基づき、部活動に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 部は体育系・文化系の2つに分けられる。

・部

体育系	文化系
硬式野球	演劇
サッカー	吹奏楽
テニス	合唱
ソフトテニス	美術
バドミントン	茶道
バスケットボール	英語
バレーボール	園芸
卓球	書道
陸上競技	
弓道	

第3条 部の成立条件は5名以上の実際に活動する部員がいること。ただし、4名以下であっても校長が活動できると判断した場合は、部として成立することができる。

第4条 各部は部長・副部長を置き、各部の目的達成のために協力して運営にあたらなければならない。

第5条 部設置を申請する場合は、次の各号を満たすものでなければならない。

- (1) 5名以上の実質的活動部員がいること。
- (2) 顧問教師が決まっていること。
- (3) 原則として、校内での活動場所があること。
- (4) 同好会として部設置の申請をする場合は、半年以上継続して活動していること。

第6条 部設置の申請があった場合、会長は書類を審査して、校長が活動できると判断した場合は、評議委員会の承認を得た後、総会にはかり決定する。

第7条 実際に活動する部員が少なく、その活動が不可能である（4名以下）か又は、生徒会の目的に反した活動・行為等のあった場合、会長は評議委員会の承認を得、総会にはかり、当該部の活動を停止又は、廃止することができる。

第8条 同好会の設置を申請する場合は、次の各号を満たすものでなければならぬ。

- (1) 5名以上の実質的活動部員がいること。
- (2) 顧問教師が決まっていること。
- (3) 原則として校内での活動場所があること。

第9条 同好会設置申請があった場合、会長は書類を審査して、校長が活動できると判断した場合は、評議委員会の承認を得た後、総会にはかり決定する。

第10条 同好会は原則として週一回以上活動し、その状況を記録しなければならない。

第11条 同好会には、原則として経費を支出しないものとする。

第12条 会長は同好会が本細則の第8条の条件に欠けていると認めた場合、評議委員会にはかった後、活動を停止又は廃止することができる。

聰慧会会計及び監査細則

第1条 本細則は聰慧会会則第33条、第34条、第36条に基づき会計および監査に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 本会の会費は年額8400円とする。

第3条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終ることとする。

第4条 本会の予算の編成は総務委員が各委員会、各部の予算要求に基づき、原案を作成し、評議委員会の審議を経て年度初めの総会で決定する。

第5条 決算は次年度初めの総会に報告し、承認を得なければならない。

第6条 本会の会計事務は事務局員が行う。ただし出納事務は校長の委嘱した会計顧問が行う。

第7条 事務局員は年度終りの締め切りを待って、本会の収支決算報告書を作成し、評議委員会の審議を経たのち、年度初めの総会に提出しなければならない。

第8条 会計監査は会計監査委員会により会計事務、運営に関する監査を毎期1回行う。ただし必要に応じて隨時行うことができる。

第9条 会計監査委員会は評議委員会の審議を経たのち、次年度初めの総会において監査報告を行わなければならない。

第10条 支出手続は次のとおりとする。

1. 責任者（委員会の委員長、部活の部長）は定められた日に所定の書類に必要な事項を記載し、請求書をそえ顧問の認印を得たうえ事務局員に提出する。

2. 事務局員は提出された記載事項について、予算範囲、品目、その他の面から検討する。支出について疑問のあるときは必ず会計顧問の指導をうけるものとする。

3. 支払いは会計顧問が行うものとする。

第11条 部活動の遠征費の支出適用基準は次のとおりとする。

1. 県高体連・県高野連・県高文連の主催する大会・発表会に参加する場合適用する。

2. 下記の大会に参加する場合は、合わせて年2回まで適用を認める。

(1) 高体連・高野連・高文連が共催または後援するもの。

(2) 所属する連盟・協会が主催するもの。

3. 講習会については、県高体連・県高野連・県高文連および各部の所属する連盟・協会が主催するものについて、適用を認める。ただし、第11条2項で認めるものと合わせて、年に2回までとする。

4. 第11条1・2・3項で支出の適用を認めるものは、県内で行われるものに限る。ただし、長岡市内で行われるものは適用範囲から除く。市内

でも、栃尾地域（旧栃尾市）や旧町村地域（例：三島、中之島、越路、川口など）で大会等が開催される場合は都度協議する。

5. 県外遠征は、遠征基金運営規定によるものとする。

6. 2日間以上にわたる場合、あるいは1日で終了する場合でも、開始時間間に間に合わない場合は、下記の範囲で宿泊を認める。

- (1) 新潟以遠（羽越本線は水原以遠、磐越西線は五泉以遠）。
- (2) 上越線は湯沢以遠。
- (3) 飯山線は津南以遠。（十日町以遠についても、開始時間に間に合わない時は認める）
- (4) 信越線は直江津以遠。

第12条 部活動の遠征費の支給基準は次のとおりとする。

1. 支給対象人数は次のとおりとする。

(1) 大会・発表会の場合。

ア、体育系部は、その大会に登録された出場選手の人数とマネージャー1名。

イ、文化系部は、15名まで。15名を超える必要性のあるときは、出場のための必要最低限の人数まで認める。

(2) 講習会の場合は15名まで。

2. 交通費は次のように算出する。

(1) J Rを利用するものとし、長岡駅から会場の最寄りの駅までの片道分を、最短距離（普通料金）で計算する。

(2) 100kmを超える場合は学割料金とする。

(3) 会場最寄り駅から会場までの移動が、徒歩では困難な場合、バス・船舶等の利用を認める（佐渡航路のジェットフォイル利用は認めない）。その場合も、学割料金・团体割引料金が適用されるときはその料金とする。

3. 宿泊費は高体連で定める宿泊料金とし、必要最低日数で計算する。文化系部も同額とする。

4. 第12条1・2・3項によって算出された実費を支給する。

第13条 委員会の遠征費の支出は次のとおりとする。

1. 応援委員会については、応援団細則を適用する。

2. その他の委員会については、その都度審議する。

3. 各委員会とも、県内遠征（長岡市内を除く）を支出対象とし、15名を

限度とする。その他は、部活動の遠征費規定に準ずる。

第14条 部活動の連盟分担金・登録料・大会等参加費・運搬トラック費用の支給について、次の通りとする。

1. 県高体連・県高野連・県高文連分担金は全額支給する。
2. 協会・連盟への選手登録料は1部につき、最高20,000円まで支給する。
3. 参加費の支給が適用される大会・講習会等については、下記の通りとする。
 - (1) 体育系部は、県高体連・県高野連主催のもの。
 - (2) 文科系部は、県高文連主催あるいは所属連盟主催のもの。
4. 運搬用トラックの費用については、次の通りとする。
 - (1) 県高体連・県高野連・県高文連・所属連盟が主催する大会・講習会について、年2回まで適用を認める。
 - (2) 大会当日、本番で使用する物品の運搬にトラックが必要な場合に適用を認める。(例:吹奏楽部の中~大型楽器、演劇部の舞台大道具など)
 - (3) 実費の50%を支給する。

第15条 会員、職員の慶弔に関する事項は次のとおりとする。

1. 会員

- (1) 本人死亡の香典 10,000円
- (2) 保護者死亡の香典 5,000円
- (3) 災害見舞は程度により特別協議する。

2. 職員

- (1) 本人死亡の香典 10,000円
- (2) 職員の転出及び退職のとき、2,000円相当の記念品を贈るものとする。
- (3) 災害見舞は程度により特別協議する。

第16条 その他本細則にないもので必要な事項が生じた場合、顧問会議、評議委員会で審議するものとする。

付 則 平成5年5月7日一部改正
平成18年5月17日一部改正
平成29年5月10日一部改正
令和3年5月20日一部改正
令和6年5月8日一部改正

遠征基金運営規程（抄）

第1条 主として県外で開催される上位大会への遠征費を支出する恒久的財源を確保することにより、当校部活動の振興・強化をはかることを目的として、新潟県立長岡向陵高等学校遠征基金（以下「基金」という。）を設置し、運営する。

第3条 基金は、P T A・後援会（同窓会）・聰慧会（以下「関係団体」という。）その他この基金の趣旨に賛同する団体・個人からの拠出金・寄付金およびその他の収入をもって財源とする。

第6条 基金の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 2県以上の区域を単位とする高等学校体育連盟・高等学校野球連盟・高等学校文化連盟の主催または共催する大会・発表会等。
- (2) 2県以上の区域を単位とする高等学校体育連盟・高等学校野球連盟の後援する大会で県代表として出場するもの。
- (3) 教育研究団体等が主催する団体的もしくはブロック規模のコンクール等で県代表として出場するもの。
- (4) 前項(1)～(3)の開催地が新潟県内である場合も適用範囲とする。

第7条 前条に定める大会・発表会等に要する経費の支出基準は、次のとおりとする。

- (1) 支出対象人数は、大会登録メンバーとする。
- (2) 交通費は当校から大会開催地までの通常かつ一般的経路により計算する。学割運賃、特急料金および通常の経路で新幹線が運行している場合は新幹線料金を認める。
- (3) 大会参加人数が8名以上の場合には団体割引料金とする。
- (4) 宿泊費は最低日数で計算する。ただし必要な場合は前泊、また長岡駅帰着が午後10時以降となる場合は後泊を認める。
- (5) 大会参加料は全額支給する。

付 則 本規定は昭和62年4月1日に遡って施行する。

図書館利用規程

1. 開館時間

- ・月曜日～金曜日

始業時より午後4時50分まで。(ただし、清掃中は除く。)

2. 貸出し・返却時間

- ・月曜日～金曜日

昼休み 予鈴まで

放課後 午後4時50分まで

3. 閲覧の心得

- (1) 館内では常に静肅を保ち、係の指示に従うこと。違反者の入館は認めない。
- (2) 図書の閲覧にあたっては、書籍類及び器物の破損、汚損のないように注意すること。図書は閲覧後、所定の位置に置くこと。
- (3) 館内で飲食してはならない。

4. 図書の貸出し・返却

- (1) 図書の貸出し・返却は定められた日時に行うこと。
- (2) 1回の貸出し冊数は3冊までとする。
- (3) 1回の貸出し期間は2週間以内とする。
- (4) 禁帶出の図書・辞典類は、原則として貸出しきしない。
- (5) 図書の借用・返却にあたっては、所定の手続きを行うこと。

- (6) 借用図書は第三者に貸与しないこと。
- (7) 借用図書を紛失した場合は、原則として弁償すること。
- (8) 長期休暇中の図書貸出しきは、別に指示する。

保健室の使用について

保健室は主として学校で発生した傷病者の救急処置を行うとともに、健康に関する相談、指導を行う。

保健室における傷病者の処置については、あくまでも救急処置であるから、帰宅後は、必要に応じて専門医の診察を受け、その結果を連絡する。

また、病気、けが、手術等で、欠席が継続する場合は、その後の健康管理のため、必要に応じて保健室へ連絡する。

使用のきまり

1. 学年・組・名前と来室理由を伝える。
2. 休憩時間に使用する。やむを得ず授業時間に使用する場合は自分で動くことが困難な場合を除いて、必ず自分で授業担当の教師に申し出る。
3. 許可なく使用しない。(養護教諭不在の場合は生徒指導部教師、H R 担任等に連絡する。)
4. 保健室での休養は、原則として1校時とする。
5. 保健室では原則として内服薬は使用しない。

日本スポーツ振興センターについて

学校管理下の災害で、医療費の総額が500点以上（5,000円以上）の場合、日本スポーツ振興センターから医療費の給付を受けることができる。該当の場合、養護教諭、担当の教師（担任、教科担任、部活動顧問等）に申し出て申請手続きを行う。

申請について、留意点は下記の通り。

- (1) 給付金の申請を2年間行わないと、その月の申請は時効。
- (2) 負傷について、医療費の支給期間は初診から10年間。
- (3) 交通事故の場合は、他の保険（自賠責）との調整が必要。
- (4) 卒業後も治療が続く場合、請求は高校を窓口にして、継続できる。

CALENDAR

APR. 2025 = MAR. 2026

	日月火水木金土						日月火水木金土								
4	…	1	2	3	4	5	…	1	2	3	4	10			
	6	7	8	9	10	11	12	5	6	7	8	9	10	11	
	13	14	15	16	17	18	19	12	13	14	15	16	17	18	
	20	21	22	23	24	25	26	19	20	21	22	23	24	25	
	27	28	㉙	30	…	…	…	26	27	28	29	30	31	…	
5	…	…	…	1	2	㉓	…	…	…	…	1	11			
	④	⑤	⑥	7	8	9	10	2	㉓	4	5	6	7	8	
	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	
	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	
	25	26	27	28	29	30	31	㉛	㉙	25	26	27	28	29	
6	1	2	3	4	5	6	7	…	1	2	3	4	5	6	12
	8	9	10	11	12	13	14	7	8	9	10	11	12	13	
	15	16	17	18	19	20	21	14	15	16	17	18	19	20	
	22	23	24	25	26	27	28	21	22	23	24	25	26	27	
	29	30	…	…	…	…	…	28	29	30	31	…	…	…	
7	…	1	2	3	4	5	6	…	…	…	①	2	3	1	
	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	
	13	14	15	16	17	18	19	11	㉙	13	14	15	16	17	
	20	㉙	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	
	27	28	29	30	31	…	…	25	26	27	28	29	30	31	
8	…	…	…	1	2	…	…	1	2	3	4	5	6	7	2
	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	㉙	12	13	14	
	10	㉙	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	
	17	18	19	20	21	22	23	22	㉙	24	25	26	27	28	
	㉛	㉙	25	26	27	28	29	…	…	…	…	…	…	…	
9	…	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	3
	7	8	9	10	11	12	13	8	9	10	11	12	13	14	
	14	㉙	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	㉙	21	
	21	22	㉙	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27	28	
	28	29	30	…	…	…	…	29	30	31	…	…	…	…	

